

小田原市地域の見守り拠点づくり事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域総ぐるみで子どもが安全で自由に集える居場所づくりを広めていくための環境づくりを行う地域の見守り拠点づくり事業（以下、「地域の見守り拠点づくり事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもその他市長が適当と認める者
- (2)地域 原則として小学校の通学区域をいう。
- (3)居場所型 食事の提供を伴わない地域の見守り拠点づくり事業
- (4)子ども食堂型 食事の提供を伴う地域の見守り拠点づくり事業

(対象団体)

第3条 居場所型及び子ども食堂型の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、子どものための活動を行っている団体、地域住民から構成される団体又は地域内に通勤する等その地域に恒常的に関わりがある代表者が主体となる任意団体とする。

2 対象団体は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1)公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (2)この事業を実施する場合において、営利を目的とする団体でないこと。
- (3)特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- (4)小田原市暴力団排除条例（平成23年条例第29条）第2条第4号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(対象事業)

第4条 対象団体の実施事業は、次のとおりとする。

(1)居場所型

ア 公民館や学校及び広場等を活用した、地域住民の見守りや学校等での定期的

な体験活動であること。

イ 地域に居住する子どもの誰もが、自由に参加できる活動（行事）であり、健全育成や世代間交流などの地域住民との交流を目的とした居場所の提供を行うものであること。

ウ 実施回数は定期的に行われることを条件とし、地域住民の見守りによる居場所の場合は概ね月1回以上、体験活動の場合は概ね年6回（2か月に1回程度）以上行われるものであること。

エ 1回あたりの開催時間は、概ね2時間以上であること。

オ 3か月以上の活動実績があり、活動の継続が見込まれるものであること。ただし自治会組織等が行う場合は、この限りでない。

カ 事業内容は地域内の自治会等に事前に周知し、理解されているものであること。

(2)子ども食堂型

ア 地域に居住する子どもの誰もが自由に参加でき、食事の提供とともに、学習支援や体験活動などの世代間交流や地域住民との交流を目的とした居場所の提供を行うものであること。（新型インフルエンザ等感染症対策のため食材等の配布のみを行う場合を含む。）

イ 事業内容は、地域内の自治会等に事前に周知し理解されているものであること。

ウ 概ね月1回以上定期的に実施し、次年度以降も継続的な実施が事業計画書等で確認できるものであること。

エ 1回あたりの開催時間は、概ね2時間以上であること。

オ 1回あたり概ね10食以上の食事を子どもに対し提供できる体制を有するものであること。

カ 食事の提供を実施するときは、子どもには無料又は低額（1食につき100円程度）で提供すること。

キ 衛生管理について、事業開始前に小田原保健福祉事務所の保健所事務担当課に相談し、指導・助言を求めること。

ク 食事の提供について、参加する子どもの食物アレルギーの有無等を確認すること。

ケ 事故発生時の対応のため、任意の保険に加入すること。

コ 子ども食堂の開設や運営に関し、この要綱に基づく負担金以外の補助金の金銭の交付を受けていないこと。

(協定の締結)

第5条 対象団体は、市と協定書を締結するものとする。

2 協定書の締結にあたり対象団体は事業計画書、収支予算書及び会則等組織構成が分かる書類を提出する。

3 市は、当該団体の活動が第1条の趣旨に則したものと審査したうえで、協定書を締結するものとする。

(負担金)

第6条 市と協定を締結した団体（以下「協定団体」という。）は、負担金の交付を受けようとするときは、地域の見守り拠点づくり事業負担金申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 負担金の算出方法は次のとおり定めるものとする。

(1) 居場所型の負担金の額及び用途は、別表1の区分の欄に定めるものとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 子ども食堂型の負担金の額及び用途は別表2の区分の欄に定めるものとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 協定団体が事業執行に十分な資金を有しておらず、事業完了後に負担金を支払う従来の方法では本業務の執行に著しく支障を与えることが予想される場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3号の規定に基づき概算払いで交付するものとし、事業終了後、団体から提出される実績報告書及び決算書等必要書類に基づき精算するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

区分	基準額	対象経費
地域の見守りを主とした居場所	事業の実施月数に、5,000 円を乗じて得た額及び事務費 5,000 円を加えた 65,000 円を上限とする。	会場使用料、会場備品使用料、備品等購入費、消耗品費、印刷製本費、保険料、通信費、その他青少年課長が認めるもの
体験活動の開催を主とした居場所	事業の実施月数に、10,000 円を乗じて得た額及び事務費 5,000 円を加えた 65,000 円を上限とする。	

別表 2

区分	基準額	対象経費
初期経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100,000 円以内 ・ 初期経費に係る見積り金額 ※上記の中でどちらか低い額 ※初年度 1 回限りとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂設置にあたり必要な備品等（調理器具、食器、什器類、その他青少年課長が認めるもの）を購入する経費 ・ 食品衛生責任者養成講習会受講料 ※上記の経費については、子ども食堂を開設する年度中に支出するものを対象とする。
運営経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施月数に、10,000 円を乗じて得た額を上限とする。 	子ども食堂運営にあたり必要な経費（会場使用料、会場備品使用料、食材購入費、備品等購入費、消耗品費、印刷製本費、保険料、光熱水費、通信費、その他青少年課長が認めるもの）